書評

藤木久志 著 『刀狩り――武器を封印した民衆――』 岩波新書,2005年8月

畑 中 敏 之

新刊本には通常「帯」が付けられて店頭に並ぶ。その「帯」には、本文とは幾分異なる内容が 書かれている場合もあるが、それがまず読者によってどのように読まれるか(著者・編集者の意 図)を端的に示していることは間違いない。

藤木久志著『刀狩り――武器を封印した民衆――』(岩波新書,2005年8月)の「帯」の片面には、「秀吉からマッカーサーまで」と大書されている。もう一面には、次のような文章が本文からの引用として紹介されている。

長く武器を封印し、戦争を放棄して、平和を謳歌してきた日本人。そのコンセンサスの歴史が、いま個人から国家(憲法九条)のレベルにいたるまで、危うく崩壊に瀕している。そうした今日の深い危機と亀裂のなかで、「一般市民のコンセンサス」のもとで、手元の武器を封印しつづけてきた、一六世紀末いらい四〇〇年余りの日本の歴史に、あらためて深い想いをはせてみたい

この「帯」の文言には驚いた。藤木久志さんがこんなことを書いている訳はない、編集者の読み損ないを元にした文章だろう。そう思った。「一六世紀末いらい四〇〇年余り」すなわち「秀吉からマッカーサーまで」、「長く武器を封印し、戦争を放棄して、平和を謳歌してきた日本人」などと言うのだから。しかし、編集者の読み損ないではなかった。一部に省略はあるものの本書235頁からの引用であり、まぎれもなく藤木さんの文章であった。

(1) 事実と評価をめぐって

本書は、次のように構成されている。

プロローグ――丸腰の民衆像を超えて

I 中世の村の武力

1 刀の習俗 2 村の武器の断面 3 脇指の習俗

- Ⅱ 秀吉の刀狩令を読む
 - 1 刀狩令書を読む 2 刀狩りの伝承と大仏 3 原刀狩令の発見
 - 4 秀吉の惣無事令
- 刀狩りの広がり
 - 1 東国の刀狩り 2 西国の刀狩り 3 奥羽の刀狩り
 - 4 再刀狩りはじまる―朝鮮侵略期の刀狩り
- IV 秀吉の平和
 - 1 浪人停止令 2 海賊停止令 3 秀吉の「村の平和」令
 - 4 徳川の喧嘩停止令
- V 徳川の平和, 刀狩りの行方
 - 1 徳川の刀狩り事情 2 細川氏の刀狩り 3 身分制御のプログラム
 - 4 江戸町人の帯刀事情 5 村の帯刀事情 6 村の鉄砲の世界
 - 7 幕末の村の武器事情
- VI 近代の刀狩りを追う
 - 1 廃刀令以前 2 廃刀令以後 3 マッカーサーの刀狩り
- エピローグ――武装解除論から武器封印論へ

この構成からも明らかなように、本書が「三つの刀狩りの物語」(223頁) などと言いながら、記述の多くは秀吉の「刀狩り」及び江戸時代の事柄に偏している。あとの二つの「刀狩り」については「VI」の一つの章のみで扱われている。これは、藤木久志さんの専門領域(日本中世史)からして当然の結果なのであるが、本書の問題点をも象徴している。実証的に明らかにされた事実に基づく記述の部分と、その評価及び「三つの刀狩りの物語」などとして展開されている部分(たとえば前述の「帯」の文言等)とのあいだには明らかな飛躍がある。

そこで、まずは藤木さんの提示する「事実」(及びその評価)を確認しておこう。

藤木さんは、秀吉の「刀狩り」について、次のように言う。

武装解除された丸腰の民衆像というのは、今の研究水準からみると、もはや虚像としかいいようがない(10頁)

刀狩りを画期として、百姓の帯刀を原則として免許制にする。このたてまえを創り出すこと に、刀狩令の真の狙いがあった (86頁)

帯刀権が剥奪されることと、百姓たちの武器が根こそぎ没収され、武装解除されることとは、 まるでちがうことではないか (87頁)

藤木さんは、「刀狩り」以降においても村(民衆の側)に武器が残されていた「事実」を提示する。そして、「刀狩り」に対する一般的な認識すなわち「民衆の徹底した武装解除という奔放なイメージ」(17頁)を問題にする。秀吉の「刀狩り」は民衆の「武装解除」ではなかった、というのが藤木さんの評価である。

しかし、秀吉の「刀狩り」は民衆の「武装解除」ではなかった、という評価は妥当なものと言

い得るのか。確かに、秀吉の「刀狩り」が「根こそぎ」ではなかったことは納得できる。また身分標識としての「刀」に対する統制が目的であったという点も(それが唯一ではないが)首肯できる。しかし、そのことをもって民衆の「武装解除」ではなかったと言えるのであろうか。「刀狩り」によって、百姓にとって武器は本来必要のないものとして、その没収が命じられた。そして、それが「根こそぎ」ではなかったとしても実際に没収が実行されたのである。このこともまた事実なのである。百姓は農耕に専念すべきものとされ、武器を持たざるものと位置づけられた意味は大きい。武器を持つことが明確に非合法化されたのである。その意味では民衆の「武装解除」と言うことができる。

藤木さんが本書での立論(民衆の「武器封印」論)の根拠としている「事実」は、もう一つある。 近世(江戸時代)の百姓一揆について、次のように述べている。

百姓と領主のあいだには、いつしか鉄砲不使用の原則が生れていた、という。その原則は、 百姓たちの自己規制と、領主との協働のなかから生れた。これが、百姓の鉄砲からみた、百 姓一揆論の新しい水準である(173頁)

一八世紀中ごろには幕府も、一揆が使わない限り、大名も鉄砲を使わない、鉄砲を使うには幕府の許可がいる、という方針をはっきり、とりつづけていた。これまで領主が一揆の百姓に向けた発砲の例は、公式にはほとんど皆無であった。それは歴史の奇跡であった(174頁)近世を通じて百姓一揆は、武器にイメージされる武力をもたなかった。百姓一揆には、武器の抑制にたいする、自律の作法があった(177頁)

ここでの主張は、安藤優一郎さんなどの研究を援用しながらのものである。近世の百姓一揆においては、一揆側・鎮圧側(領主側)の双方において武器不使用の原則が貫かれていたとする。 百姓は、武器を所持していた(「武装解除」されていなかった)が使用しなかった、という説明である。

しかし、この「事実」は近世全期を通じてのものではない。このことは、藤木さんも承知の上で次のように言う。

しかし、一九世紀に入ると、百姓一揆にやくざな悪党の影響が広まり、鉄砲の使用がしだいに野放しになっていく、とみられている。それにしても、それまでの江戸時代二百余年ものあいだに、一揆側と領主側がともに、鉄砲不使用の原則を逸脱したという例は、先にみた例をふくめて、ごくわずかしか知られていない。この奇跡ともいうべき事実は、徳川の平和の意味を考えるうえで、まことに貴重である(177頁)

武器の使用、それは言わば例外であり、原則からの逸脱であると主張する。ここで、「それまでの江戸時代二百余年ものあいだ」と言うが、これには無理がある。いわゆる「島原・天草一揆」等を計算に入れれば、その間は百数十年ということになろうか。

いずれにせよ、本書で提示されている「刀狩り」及び百姓一揆をめぐる個々の「事実」は、ほ ほ間違いないものとして確認できる。しかし、問題は、その評価である。 「刀狩り」は民衆の「武装解除」ではなかった、などという評価は、前述したように村の一部に没収されなかった武器が残っていたという「事実」からストレートに導かれるものではないだろう。また、百姓一揆における武器の不使用が近世の「原則」であった、などという評価は、はたして量的なもの(件数・期間等)を根拠に言い得るのだろうか。武器の不使用については、藤木さんは「封印」というように表現する。これは、本書のメインテーマにかかわる問題である。この武器の「封印」という評価については後述する。

(2) 時空を超える「刀狩り」・「武器封印」論

確認できる「事実」を大きく超えて、藤木久志さんは、その主張を様々に展開する。前述(引用)した「秀吉からマッカーサーまで」という400年の「物語」などは、その一例である。極めて壮大なものではあるが、やはり勇み足としか言い様がない。同様のことを、藤木さんは次のようにも述べている。

日本で国民の非武装化が目に見えて進んだのは、秀吉の刀狩令の結果ではなかった。それは、なによりも、占領軍の権威を背にして、日本の内務省と警察が強行した、二十世紀半ばの武装解除の結果だった。そう大きな目星をつけてもよいであろう(221頁)

敗戦直後の一九四七年,標準世帯数はおよそ一五七八万であったというから(略),少なくとも三世帯に一本余りの日本刀が,戦前の私たちの身辺にはあったことになる。これでも,秀吉の刀狩りは民衆の武装解除だった,といいきれるだろうか(222頁)

秀吉の「刀狩り」を1947年の時点で検証しようとでも言うのであろうか。これをもって「武装解除」ではなかったというのは、もちろん無理があるのだが、藤木さんの時空を超える「刀狩り」論・「武器封印」論では、さらに、この400年間を次のように説明する(先の引用部分に続けて)。

だが、時として起きる個々の悲惨な逸脱を別にすれば、私たちはこれだけ大量の武器の使用を自ら抑制し凍結しつづけて、今日にいたったわけである。その現実のなかに、武器を長く封印しつづけてきた私たちの、平和の歴史への強い共同意思(市民のコンセンサス)が込められている。そう断定したら、いい過ぎであろうか。/少なくとも国内で、私たちが武器を封印しつづけてきたのは、銃刀法の圧力などではなく、私たちの主体的な共同意思であった。そのことをもっと積極的にみとめてもいいのではないか。素肌の弱腰を秀吉(歴史)のせいにしないで、自前の憲法九条へのコンセンサスにも、もっと自信を持つべきではないか(223頁、/は改行を示す)

この400年間を、民衆が武器を「封印」し続けてきた歴史として描く。「刀狩り」や近世の百姓 一揆の評価が、時空を超えて秀吉以降400年間の民衆の「武器封印」という「物語」に敷衍され る。

少なくとも19世紀以降百数十年間の日本が、民衆の「武器封印」とは全く逆の歴史を歩んだことは否定し得ない。藤木さんはこの点を意識して、民衆の武器使用を「時として起きる個々の悲惨な逸脱」とか「少なくとも国内で」などと、それがいかにも例外的なものであったかのように述べる。そして結局は、それらを一切無視するかのように400年間「武器を封印しつづけてきた」と強弁する。19世紀以降の日本の歴史を承知の上で、なお400年間の「武器封印」という「物語」を主張するのであれば、それは明らかに歴史の改竄である。しかし、残念ながら藤木さんにはそのような自覚はない。

(3) 近世における民衆の「武器封印」をめぐって

400年間にわたるという藤木さんの「武器封印」論は、前述したように、事実としても明らかな間違いなのであるが、ここでは、近世(江戸時代)の「武器封印」についてみておきたい。

17世紀中頃から18世紀末にかけて、この期間の百姓一揆においては、一揆側・領主側(鎮圧側)の双方において、武器を使用しない(殺害目的で使用しない)という「事実」があったことは前述した通りである。このことについて、藤木さんは次のように言う。

百姓(人)に向けて鉄砲を使うことには、社会の大きな自制と抵抗が育っていた。鉄砲をつかえば、支配と被支配の正常な関係が崩壊する。そう認識されるような社会になっていた。その背後には、ふたたび戦国内戦の惨禍にけっして逆もどりしない、という社会の合意が成立していた。その合意が、制御された刀狩りを支えていた(175頁)

それは、「自制」であり「合意」であったと言うのである。

民衆が百姓一揆等において鉄砲などの武器を使用しなかったのは、それは主体的な判断(自制)であったことは間違いない。しかし、藤木さんの言うように「秀吉の平和」「徳川の平和」などというような「平和」希求・「合意」という意識の次元で、それを説明することには同意できない。その時々の情勢の下、領主権力と民衆との緊張関係のなかで、民衆側の主体的判断として武器の不使用が選択されたと考えられる。そのことは、藤木さんが本書で展開する次のような事例からも言い得る。

一五九二年(天正二十)初冬のことであった。炎天のつづいたその夏,攝津の鳴尾村と瓦林村(兵庫県西宮市)が用水(北郷井水)をめぐって激しく争い,大がかりな合戦のあげく,八三人もの百姓たちが,秀吉によって磔の刑に処せられた。それは「天下ことごとく喧嘩御停止」の法に背いたからだ,と噂された(119頁)

その法が、「天下の御法度」として、また「御公儀おそろし」といわれて、しだいに山論の 村々の武力に自粛を求め、また村の武器の使用を制御しはじめていた。村の自力による山論 や水論はなお後の時代まで長く続くが、やがて村の武器は、鎌・鍬・斧などの農具に、しだ いに持ち代えられるようになる。喧嘩停止令はその武器制御のプログラムであった(131頁)

秀吉の時代から徳川の時代にかけて,争論での武器使用が厳禁されていく過程を説明している。 このような「喧嘩停止令」に代表されるような法規制の下における緊張関係が,武器使用を抑制 していったと考えるのが自然であろう。

百姓一揆等における民衆の武器不使用についても、藤木さんのような「合意」論・「徳川の平和」論ではなくて、次のように説明できるのではないか。この時期の百姓一揆の多くは、領主 (権力)への嘆願を基本としており、権力の支配を正統なものとして承認した上での闘争であり、言わば合法的なものとして行われた。そのような合法的な闘争であるが故に、彼らは武器を使用しなかったと考えられる。すなわち、武器を使用することは非合法なのであり、鉄砲等はあくまでも農具として所持しており、それを使用することはこの在り方を崩すことになる。〈百姓は武器を所持しない〉、これが彼らの合法的な在り方なのであった。それ故に、百姓一揆において武器を使用することは、百姓一揆そのものの合法性(そして一揆の獲得目標)を自ら否定してしまうことになる。だから、彼らは武器を使用しなかったと考えることができる。

〈百姓は武器を所持しない〉という在り方、実はこの在り方こそが「刀狩り」の意味したものであった。藤木さんの主張とは逆に、〈百姓は武器を所持しない〉こと、すなわち「刀狩り」=「武装解除」という原則の存在こそが、百姓一揆の武器不使用を支えていたと言い得るのである。いずれにしても、藤木さんによる民衆の「武器封印」論は、主として対領主権力の場面のものであることに注意しなければならない。このことから、少なくとも次の二点を指摘することができる。一つは、前述したように百姓一揆等の対領主権力との緊張関係のなかで「封印」が選択されているということは、すなわち、その関係が変化すれば違う選択を可能にするということである。19世紀以降の、百姓一揆等における武器使用の歴史的事実がそのことを示している。もうつつは、民衆が武器を「封印」したという藤木さんの主張は、時期や状況を限定するならば首肯できるが、しかしそれはあくまでも領主権力に対してであって、それ以外の対象に対しても民衆が武器を「封印」し続けたかどうかは別問題だということである。一面的な民衆の「武器封印」論ではなくて、民衆が、いかなる場合に・そして誰に対して、武器を「封印」したのか・あるいは

(4) 民衆像から日本人論、そして憲法九条論へ

使用したのか,この吟味が必要なのではないか。

藤木久志さんの「武器封印」論の特徴は、それを民衆像の提示、さらには日本人論へと展開しているところにある。

民衆の徹底した武装解除という奔放なイメージは、刀狩り研究の大きな欠落と空白に支えられて、じつに自在であった。だが、この通念ははたして事実であったか。「みじめな民衆」像ははたして実像であったか。あらためて、日本の「三つの刀狩り」を、豊かな史実のなかに、じっくりと追ってみなければならない(17頁)

強大な国家権力による民衆の武装解除論(丸腰の民衆像)から、民衆の自律と合意による武器封印論(自立した民衆像)へ、「秀吉の刀狩り」をめぐる、歴史の見方を大きく転回することを、ここに提案しながら、私の「三つの刀狩りの物語」を閉じることにしよう(223頁)いまこそ、非力な武装解除論(素肌の民衆像)から、自律による武器封印論(自立した民衆像)へ、大きく展開するときではないか(239頁)

武器を所持しながらもそれを「封印」する民衆を「自立した民衆像」と肯定的に評価し、「武 装解除」された民衆を「非力」で「みじめな民衆」像として否定する。このような「丸腰」を 「非力」「みじめな」ものとしてマイナスイメージで捉える価値観は、少なくとも私には共有でき るものではない。

このような民衆像が、さらに日本人論として一般化される。藤木さんは、本書で「武器封印」論を展開する際に、「私たち」「日本人」という表現をその主語(主体)として使う。それは、これまで既に引用してきた部分からも明らかである。たとえば、「私たちはこれだけ大量の武器の使用を自ら抑制し凍結しつづけて、今日にいたったわけである。その現実のなかに、武器を長く封印しつづけてきた私たちの、平和の歴史への強い共同意思(市民のコンセンサス)が込められている」(222頁)、「長く武器を封印し、戦争を放棄して、平和を謳歌してきた日本人」(235頁)などと言う。

「私たち」「日本人」は、この400年間、武器を封印し続けてきた平和愛好の民族であった、とでも藤木さんは言うのだろうか。

ゆがんだ民衆像から日本人論へ,そしてそのような藤木さんの「刀狩り」論・「武器封印」論は,さらに飛躍して日本国憲法第九条をめぐる次のような発言に向かう。

刀狩令と喧嘩停止令,この二つの武器制御のプログラムは,長くきびしい戦国の内戦と自力の惨禍を痛切に体験した世の中の,平和への希いと合意に支えられて誕生した。だからこそ長い生命を持ちつづけた。日本国憲法の戦争放棄の誓い(第九条)も,大戦による内外の犠牲と反省をうけ,自律的に支えつづけて今日にいたったが,いま危機に瀕している(228~229頁)

この文脈からは、憲法九条を「戦争放棄」=「武器封印」とみなしていることがわかる。藤木さんの「武器封印」論は、武器の所持が前提の議論であった。その発想からの憲法論である。しかし、憲法九条の真髄は、第二項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」にあることは言うまでもない。憲法九条は、明確に非武装を宣言している。しかし、藤木さんの憲法九条論は、言わば第一項だけの議論である。戦後現在に至る日本の現実において、軍隊が存在するなかで、曲がりなりにもその武器使用を抑制してきたのは、この第二項「戦力及び交戦権の否認」の存在である。今、危機に瀕しているのは、まさに、この第二項なのである。

本書は、秀吉の「刀狩り」や近世における武器の実態について非常に丹念に記述されており、

まちがった「通念」に対する啓蒙の書としての意義は大いにある。しかし、時空を大きく超えて展開される「武器封印」論は看過できない。その危うさは、述べてきたように、歴史の改竄からゆがんだ民衆像、日本人論、さらにはその憲法論にある。前述した「帯」の文言にも明らかなように、本書の主張(出版の意図、さらには読者の読み方につながるであろう)の眼目は、むしろこの「武器封印」論におかれている。私は、このことを危惧するのであり、また残念に思う。